

平成27年1月22日

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 殿

### 原子力発電所における労働災害防止対策の徹底について

貴社福島第一原子力発電所の廃炉作業においては、昨年、労働災害が急増するとともに、死亡災害を含む重篤な災害が発生したところである。こうした状況を踏まえ、本年1月16日に、福島労働局長から貴社に対し労働災害防止対策の徹底について要請を行った。

しかしながら、同月19日に福島第一原子力発電所において、翌20日には、福島第二原子力発電所においても、死亡災害が発生した。要請を行った直後に、このように立て続けに死亡災害が発生したことは、誠に遺憾である。

福島復興に欠かせない廃炉作業はもとより、原子力発電所での作業を着実に進めるに当たっては、作業に従事する労働者の安全と健康を確保することが必要不可欠である。

については、貴社の原子力発電所における労働災害防止対策として、下記事項に万全を期されたい。

#### 記

- 1 原発事故に伴う高い放射線環境下において、多数の元請事業者が錯綜して作業している状況を踏まえ、東京電力は、単なる発注者ではなく、原子力施設の所有者であり、原発事故の当事者であるとの自覚のもと、当事者意識を持って施設内の労働災害防止対策に万全を期すこと。
- 2 東京電力全体を統括する立場として、本店としても労働災害防止に対して危機意識を持ち、発電所、元請事業者及び関係請負人のみに対応を委ねることなく、主体的に労働災害防止対策に取り組むこと。
- 3 作業の発注者として、事業場における作業間の連絡調整を徹底するとともに、元請事業者が実施する労働災害防止対策に対して、必要な指導援助を実施すること。  
また、被ばく管理を徹底するとともに、緊急時の医療体制を強化すること。

厚生労働大臣

塩崎 恭久